

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、調停の成立について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

令和4年1月12日に申し立てられた特定調停事件について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年4月8日

足立区長 近藤 弥生

特定調停事件に関する合意について

足立区は、令和4年1月12日に申し立てられた特定調停事件について、下記により合意する。

記

1 相手方（申立人）

足立区梅田在住者

2 事件の概要

令和3年12月23日、申立人に対し、生活保護法第63条に基づく保護費の返還決定を通知したところ、債務支払方法について、特定調停の申立てがあった。調停委員による仲裁のもと、生活保護費返還金の弁済に関し交渉をした結果、調停条項を締結し、調停に合意する。

3 調停の要旨

調停条項のとおり

以上

調 停 条 項

- 1 申立人は、相手方に対し、本件解決金として、12万5880円の支払義務があることを認める。

- 2 申立人は、相手方に対し、前項の金員を次のとおり分割して、相手方の指定する納付書により払い込む方法で支払う。
 - (1) 令和4年5月から同7年9月まで、毎月10日限り、3000円ずつ
 - (2) 令和7年10月10日限り、2880円

- 3 申立人が前項の分割金の支払を怠り、その額が6000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、申立人は、相手方に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

- 4 申立人及び相手方は、申立人と相手方の間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

- 5 調停費用は各自の負担とする。

以 上